

福井県報

号外第46号

令和8年
5月25日(月)

火曜日発行

— 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

規 則

※福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則(36・人事課)……………1

訓 令

※副部長の掌理する事務を定める規程(10・人事課)……………2

規 則

福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則を公布する。

令和8年5月25日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第36号

福井県知事の職務を代理する副知事の順序に関する規則

地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項の規定に基づき、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第1順位 副知事 鷲頭 美央

第2順位 副知事 武部 衛

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

福井県訓令第10号

庁中一般

副部長の掌理する事務を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年5月25日

福井県知事 石田 嵩人

副部長の掌理する事務を定める規程の一部を改正する訓令

副部長の掌理する事務を定める規程（令和8年福井県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に規定する副部長のうち次の表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。			福井県行政組織規則（昭和39年福井県規則第21号）第202条第1項に規定する副部長のうち次の表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を掌理する。		
部	補職名	掌理する事務	部	補職名	掌理する事務
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
健康福祉部	(略)	(略)	健康福祉部	(略)	(略)
産業労働部	副部長	1 (略) 2 産業労働部の所管に属する事務のうち、副部長（経営改革）、副部長（産業立地）、副部長（労働政策）または副部長（工業技術）の掌理する事務以外のもの 3 (略)	産業労働部	副部長	1 (略) 2 産業労働部の所管に属する事務のうち、副部長（経営改革）、副部長（産業立地）、副部長（労働政策）、 <u>副部長（商業・市場開拓）</u> または副部長（工業技術）の掌理する事務以外のもの 3 (略)
	副部長（経営改革）	(略)		副部長（経営改革）	(略)
	(略)	(略)		(略)	(略)
	副部長（産業立地）	(略)		副部長（産業立地）	(略)
				副部長（商業・市場開拓）	<u>商業・市場開拓課の所管に属する事務</u>

	副部長（工業技術）	（略）
農 林 水 産 部	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

	副部長（工業技術）	（略）
農 林 水 産 部	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附 則

この訓令は、令和8年5月25日から施行する。

